

宮津市DX推進計画 2.0

～開こう！デジタルみやづ～

令和8年3月

宮 津 市



目次

第1章 計画策定にあたって

- 1-1. 情報化をめぐる動向
- 1-2. 計画策定の目的、位置付け
- 1-3. 計画の期間

第2章 DXの推進に関する基本方針

- 2-1. DX推進の基本方針
- 2-2. DX推進の施策体系

第3章 DXの推進に関する重点施策

- 3-1. DXを活用した市役所窓口サービス等の高度化・向上
- 3-2. DXを活用した新たな価値創造のための市役所内部業務の効率化・高度化
- 3-3. DXを活用した地域課題の解決・各政策の新たな展開

第4章 計画の推進

- 4-1. 推進体制の整備
- 4-2. デジタル人材の育成・外部デジタル人材の活用・確保
- 4-3. 計画の進捗管理

第1章 計画策定にあたって

1-1. 情報化をめぐる動向

- デジタル技術が広く社会に浸透し、スマートフォンの普及、IOTの進展、ネットワークの高速化・大容量化、無線技術や暗号技術の高度化等を背景に、画像や映像データ、位置情報などがリアルタイムで流通蓄積されインターネットを通じて送受信されるなど、市民生活、社会経済活動の基盤として不可欠なものとなっている。
- 国、地方の行政においては、平成14年のデジタル行政推進法をはじめ諸法令・計画が準備整備され、公共サービスや業務管理部門において、デジタル化等の取組が拡大・進化されている。
- こうした全国的な流れに対応し、本市においても地域課題の解決や市民サービスの向上のため、積極的かつ継続的にDX（デジタルトランスフォーメーション）を進めていく必要があります。
 - ・ H14：デジタル行政推進法
 - ・ H28：官民データ活用推進法
 - ・ R1：デジタル手続法
 - ・ R2：デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針、デジタル・ガバメント実行計画、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画
 - ・ R3：デジタル社会形成基本法
 - ・ R4：宮津市DX推進計画
 - ・ R7：デジタル社会の実現に向けた重点計画

<参考> 3つのデジタル化…令和3年版情報通信白書による定義

デジタイゼーション：Digitization

会社内の特定の工程における効率化のためにデジタルツールを導入すること

デジタライゼーション：Digitalization

自社内だけでなく外部環境やビジネス戦略も含めたプロセス全体をデジタル化すること

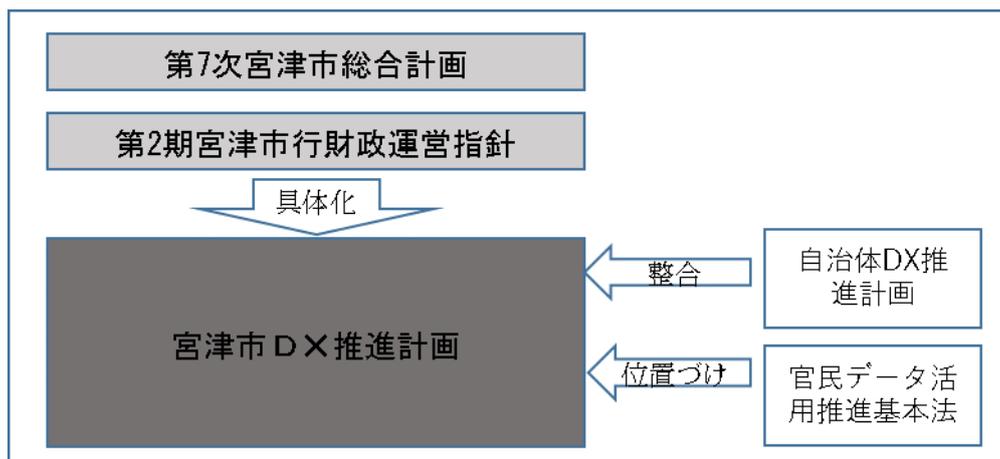
デジタル・トランスフォーメーション：Digital Transformation

デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通じて、社会制度や組織文化なども変革していくような取組みのこと

1-2. 計画策定の目的、位置付け

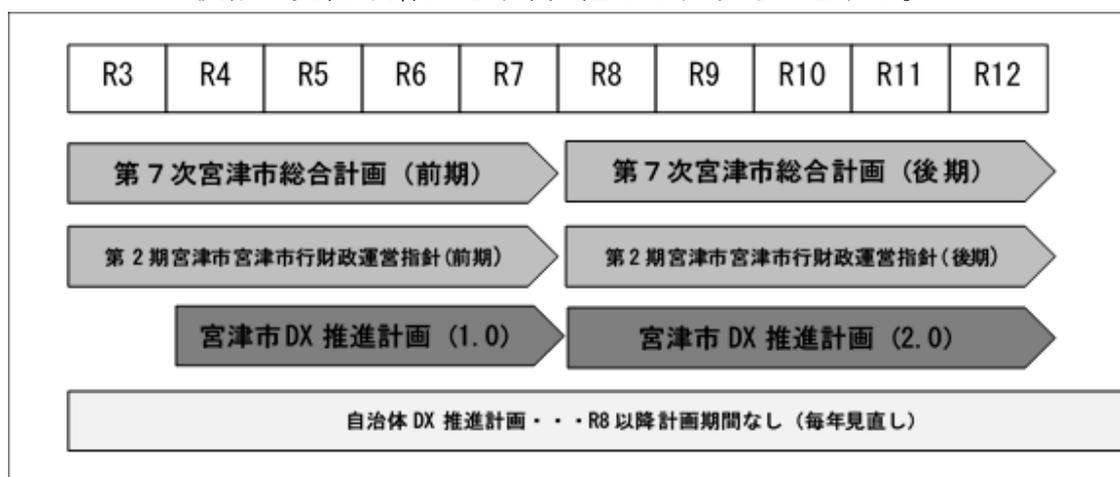
- 本計画は、本市のまちづくりにおける各施策や行政運営を、デジタルを活用する中で推進・深化し、あるいは行政改革を進めようとするもので、本市のまちづくりの基本である第7次宮津市総合計画及び第2期宮津市行財政運営指針の下位計画として位置付けるもの。

- 第1期宮津市 DX 推進計画で進めてきた、市役所窓口サービスの高度化や内部業務の効率化・高度化といった重点施策については取組を継続する。あわせて、生成AIの急速な普及など第1期計画策定後の社会情勢の変化を踏まえ、市役所が変革し続けていくための羅針盤として本計画を位置付ける。
- 本計画は、計画期間を定めない恒常的な指針として改定された国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画 5.0」等をはじめとする国・府のICT戦略との整合を図るとともに、官民データ活用推進基本法に基づく市町村計画として位置付ける。
- デジタル・トランスフォーメーション (DX) とは、「デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」(*2004年スウェーデン・ウメオ大学 エリック・ストルターマン教授による定義) である。本計画は、第7次宮津市総合計画が掲げる「共に創る みんなが活躍する 豊かなまち“みやづ”」の実現を、DXの推進により後押しするものである。こうした考えのもと、本計画の愛称を「開こうデジタルみやづ」とする。
- 庁舎移転計画との連動を軸に、行政のデジタル化 (DX) を市民生活・地域経済のデジタル化へと拡張し、市民の利便性と職員の働きやすさの両立をめざし、開かれた「スマート宮津モデル (仮)」を構築する。



1-3. 計画の期間

- 本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。ただし、社会環境やデジタル技術の変化も踏まえ毎年見直しを行うものとする。



第2章 DXの推進に関する基本方針

2-1. DX推進の基本方針

高度化したデジタル技術が広く社会基盤として定着し、市民生活、社会経済活動が大きな変化を迎えている中、デジタルを積極的に活用して直接的、間接的に市民サービスを向上するとともに、各政策をより利便性と市民満足度の高い施策展開につなげる。

また、計画期間における特別重点として庁舎整備を推進する中で、スマート庁舎の実現など、全ての市民がデジタル活用の恩恵が享受できる「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現を目指す。

2-2. DX推進の施策体系

(1) DXを活用した市役所窓口サービス等の高度化・向上

デジタルファースト（個々の手続き・サービスが一貫してデジタルで完結する）、ワンストップ（一度提出した情報は、二度提出することを不要とする）、コネクテッド・ワンストップ（複数の手続き・サービスをワンストップで実現する）とするデジタル手続法の理念を踏まえ、行かなくてもいい市役所、書かなくてもいい窓口、（利用しやすく親しみのある窓口）を目指す。

(2) DXを活用した新たな価値創造のため市役所内部業務の効率化・高度化

職員が定型業務から解放され、より付加価値の高い行政サービスに時間を振り向けられる体制を構築するため、デジタル技術を用いて、BPR（業務改革）や庁内業務の効率化、高度化を行い、行政活動の新たな価値創造を目指す。

(3) DXを活用した地域課題の解決・各政策の新たな展開

総合計画に掲げる各政策について、急激に進展するデジタル技術を活用し、より利便性と市民満足度の高い施策展開につなげる。

また、官民データ活用の観点から民間活動を支援するため、市保有データのオープン化を進めるとともに、市の施策検討にあたっては、生成AI等も利活用しながら市保有・蓄積データの積極的な分析活用よりEBPM（エビデンスに基づく政策立案）を徹底していく。

第3章 DXの推進に関する重点施策

3-1. DXを活用した市役所窓口サービス等の高度化・向上

(1) 行かなくてもいい市役所、行政手続きのオンライン化拡大

- 市役所へ提出する各種届出等について、様式の見直しや統一を行い、オンライン申請を基本とした手続へ段階的に移行する。
- 併せて、署名や添付書類の簡素化など、オンライン申請しやすい手続への改善を継続する。
- 住民票や各種証明書等について、時間や場所にとらわれない交付方法（コンビニ交付等）の拡充を進める。
- 行政手続に伴う手数料等の支払いについて、キャッシュレス決済等によるデジタル化を進める。
- 通知書や許可書等の交付について、オンライン交付を進め、行政サービスの迅速化を図る。
- 行政サービスへのアクセス向上を図るため、出先窓口機能の見直しや行政 MaaS 等の活用を検討する。
- オンライン申請の利用促進に向け、広報等による周知・啓発を行う。
- オンライン申請を支援する相談体制（オンラインサポートカウンター等）の整備を検討する。
- デジタル機器の利用に不安のある市民に向け、関係機関と連携した支援（スマホ講座等）を行い、情報格差の解消に努める。

(2) 書かない窓口等の実現

- マイナンバーカード等を活用し、記載負担の少ない窓口運営を進める。
- 転入・転出、出産、死亡などのライフイベントに応じた手続について、優先的にワンストップ化を進める。
- 庁舎整備とあわせて、AI等のデジタル技術を活用し、待たせない・回らせない窓口の実現を目指す。諸証明等については、手続の迅速化や利用しやすい窓口環境の整備を進める。
- オンライン申請を支援する相談体制（オンラインサポートカウンター等）の整備を検討する。【再掲】

(3) マイナンバーカードを活用した市民利便の向上

- マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を通じて、その利活用を促進する。
- 住民票や各種証明書等について、コンビニ交付等による提供方法の拡充を進める。
- マイナンバーカード等を活用した、書かない窓口の推進を図る。

(4) 公金収納のデジタル化推進（キャッシュレス対応）

- オンライン・窓口手続を通じた手数料等の支払いについて、デジタル化を進める。
- 公金収納のデジタル化を進め、eL-QR等の仕組みに対応した運用を行う。

3-2. DXを活用した新たな価値創造のための市役所内部業務の効率化・高度化

(1) 自治体情報システムの標準化

○地方自治体共通の住民関係 19 業務について、効率化及び省コスト化を図るため、令和 9 年度運用を目指し、国の標準化システムに移行する。

【標準化移行するシステム等】

住民記録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、介護保険、障害者福祉、選挙人名簿管理、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども子育て、戸籍、戸籍附票、印鑑登録

(2) AI/RPAの利活用拡大

○データ入力や会議録作成など定型的業務や単純事務作業について、省力化及び迅速性・正確性向上のため、AI 技術、RPA 技術の利活用を進める。

【AI の利活用（生成 AI）】

生成 AI による文書作成作業、アイデア出しほか、紙帳票等のデジタルデータ化、会議録作成、電話応答、チャットボット等

【RPA の利活用】

保険・介護サービス等給付事務、振り込みデータ作成事務、補助金対象者審査事務を中心に汎用的なパソコン作業の自動化を実施

○生成 AI の利活用を進めるため、CAIO（Chief AI Officer）体制を整え、適正利用を図る。

(3) 内部事務システムの効率化、運用改善

庁内業務のデジタル化・標準化を通じて、決裁・申請・契約・人事・庶務・情報共有といった内部事務全体の効率化と透明化を図るため、以下の 7 点の取り組みを進める

①決裁・文書・押印関連業務のデジタル化

・電子決裁システム導入により行政文書（起案書・契約書・報告書等）の電子決裁化、押印廃止、文書管理システム連携を図る

②申請・届出・報告書のデジタル化・ワンストップ化

・グループウェア等を有効活用し、庶務・内部事務（出張命令、旅費、休暇、物品購入等の庶務申請）に係る押印・紙回覧の廃止する

③契約・支出・会計業務のデジタル化・連携強化

・電子契約や電子請求対応と併せて財務会計・契約管理・支出伝票等のデジタル化を進める

④人事・勤怠・庶務関連業務のデジタル化

・人事・勤怠・出退勤管理のクラウドサービス利用を進めるとともに職員情報のデータベース化と自動承認ルート設定する。

⑤庶務・物品・備品管理のデジタル化

- ・庁内の各種資料・マニュアル・議事録・要綱類をナレッジデータベース化し、庁内データを参照して回答を生成できる生成A I（RAG 構成）を活用することで、職員による検索・要約・文書作成等を支援する。
- ・RAG 構成により、FAQ や内部規程、事例集などの庁内知識を根拠とした活用が可能となり、知識共有の促進や業務の属人化防止を図る。

※RAG（検索拡張生成）：生成A Iが庁内のデータベースを参照し、根拠に基づいた回答を生成する技術

⑥文書・情報共有のクラウド化

- ・グループウェア、文書共有、チャット、庁内ポータルのクラウド統合。職員間情報共有とナレッジ蓄積を促進する。

⑦庁舎整備と併せてユニバーサルレイアウトの推進、庁舎内NWの無線化、アナログ規制の撤廃を進めスマート庁舎の実現を図る

（４）テレワーク・リモートワーク環境の充実

- 現地現場対応や災害時の業務継続、あるいは多様な働き方を実現するとともに多様な人材確保に資するよう、公用タブレット、公用Wi-Fi等基盤を拡充するとともに、運用上の規定を整備するなどテレワーク・リモートワークを拡大・定着させる。
- 浄水施設の遠隔監視化をはじめ、デジタル技術を活用した施設管理の合理化を進める。

（５）セキュリティ対策の徹底

- 行政事務のデジタル化拡大の中、巧妙化高度化するサイバー攻撃や情報漏洩などのリスクに対応するため、物理的技術的対策、運用対策、人的対策の万全のセキュリティ対策を講じる。

【物理的技術的対策】

ネットワーク分離、セキュリティ対策機器の最新化など継続的なアップデート

【運用対策】

セキュリティポリシーをはじめ庁内運用ルールの継続的なアップデート

【人的対策】

セキュリティ研修、サイバー攻撃対応訓練など職員の対応力を継続強化

3-3. DXを活用した地域課題の解決・各政策の新たな展開

(1) スマート防災

- 災害時の迅速な状況把握と対応を可能とするため、ドローン等を活用した現地情報の収集・活用を進める。
- デジタル技術を活用した多様な情報伝達手段により、災害時の情報発信と平時の防災意識向上を図る。

(2) スマートモビリティ

- 持続可能な公共交通の実現に向け、MaaS等の交通サービス高度化やモビリティ・データの活用を進める。
- 観光客や住民を対象としたグリーンスローモビリティ等の活用を進め、移動しやすい地域づくりを図る。

(3) スマート福祉、保健、医療

- 医療アクセスの確保に向け、医療 MaaS 等を活用したオンライン診療の普及を進める。
- ライフステージに応じた支援として、母子保健情報等のデジタル化や情報提供の高度化を進める。
- 医療・介護分野における情報連携を強化し、包括的なサービス提供を図る。
- 介護人材不足への対応として、介護業務のデジタル化やICT・ロボット等の活用を支援する。
- 保育DXの推進を通じ、保育現場の働きやすさ向上と人材確保・育成を図る。

(4) スマート農林水産業

- 生産の省力化と品質向上に向け、AI・ICT等を活用したスマート農林水産業を推進する。
- 生産から流通・販売までのデータ活用を進め、需要に応じた生産体制の構築を支援する。
- 有害鳥獣対策においても、ICT・AI機器等の活用による効率化を進める。

(5) スマート観光

- 宿泊データや顧客データ等を活用し、データに基づく観光施策を推進するとともに、持続可能な観光地経営の実現を目指す。

(6) スマート教育

- 小中学校において生成AIやビッグデータ等の先端技術を活用し、学びの質の向上と学習基盤づくりを推進する。
- ICTを活用した効果的な授業の実践を進める。
- 生成AI等を活用した学習支援により、学習意欲や学力向上を図る。

(7) スマート社会を支える人材の育成

- 市内事業所等におけるデジタル人材の育成・確保に向け、実践的な学びの場の提供や、新たな技術導入・労働生産性向上に資する取組を支援する。
- 小中学校においてA Iやビッグデータ等の先端技術を活用し、情報活用能力や基礎的読解力、数学的思考力など、次世代を担う人材の学びの基盤づくりを推進する。【再掲】

(8) オープンデータの推進

- 市民活動や地域経済の活性化を図るため、市が保有・蓄積するデータのオープンデータ化を進める。

(9) デジタルデバインド対策（誰一人取り残さない人に優しいデジタル社会の実現）

- 行政サービスへのアクセス向上を図るため、出先窓口機能の見直しや行政 MaaS 等の活用を検討する。【再掲】
- オンライン申請の利用促進に向け、広報等による周知を行う。【再掲】
- オンライン申請を支援する相談体制（オンラインサポートカウンター等）の整備を検討する。【再掲】
- デジタル機器の利用に不安のある市民に向け、関係機関と連携した支援（スマホ講座等）を行い、情報格差の解消に努める。【再掲】

(10) スマートコミュニティの推進

- 人口減少や少子化・高齢化を見据え、自治会の持続可能な組織運営に向け、自治会運営のデジタル化等への支援を進める。

第4章 計画の推進

4-1. 推進体制の整備

- 本計画を全庁挙げて推進するため、副市長を本部長に部長級職員で構成する宮津市DX推進本部を置く。本部の下部組織として、課長級職員を幹事として具体的な施策を執行するとともに、各係長をDX推進員として配置し、本部決定した業務改善の実行を行う。
また、AI技術の急激な進化に対応し、戦略的にAI技術の安全かつ効果的な活用を促進するため、推進本部にCAIO（Chief AI Officer（最高AI責任者））を置き、本部長がこれを兼ねる。
- 個別の施策に応じて、京都府北部連携都市圏をはじめとする他自治体との連携、教育機関や民間企業へのBPOも含め多様な連携を行う。

4-2. デジタル人材の育成・外部デジタル人材の活用・確保

- 本計画の推進にあって、また、デジタルを活用した行政運営を推進する上で、市役所職員のデジタルリテラシー向上が不可欠であることから、全職員を対象にデジタル人材育成に向けた研修を集中的に行う。
 - ・デジタルマインドセット
 - ・デジタル活用の具体的実務
 - ・セキュリティ研修（再掲）
- また、本市においては高度な知識、スキルを持つデジタル人材を職員育成することが困難であるため、外部デジタル人材を活用・確保する。

4-3. 計画の進捗管理

- 本計画の進捗管理は、宮津市DX推進本部において行う。
- 本計画は、計画に基づく各施策の取り組みスケジュールについて、概ね3年先を見据えて検討し、毎年見直しする。